



見直しになりました。

このような在宅と施設の利用者負担の公平性や、介護保険と年金給付の重複の是正を図るために、施設サービスに関する保険給付が見直しになりました。

す。

しかし、在宅で介護サービスを受けている人は、これらの費用が自己負担となっています。

居住費や食費といった基本的な生活費用は、年金制度において保障されているにもかかわらず、施設で介護サービスを利用している人には、居住費と食費が介護保険から給付されていません。

10月から実施される見直し

現行の制度では、同じ要介護状態の方でも、在宅生活の方と施設に入所（入院）している方は、費用負担に大きな差異があることから、公平な負担を確保するため、その一部を改正し、平成17年10月1日より実施します。

# 介護保険制度改正のお知らせ

10月から施設給付等の見直しが実施されます。

## 対象となる介護施設

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護療養型医療施設
- ※各施設とも、短期入所（ショートステイ）を含む
- 通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）

## 今までは（施設利用者）

施設サービスの利用者負担（1割負担）のほか、食費の標準負担額（食材費相当分）や日常生活費などの実費分を負担していました。

利用者負担（1割） + 食事の標準負担 + 日常生活費など

## 10月からは



利用者負担（1割負担）、日常生活費などのほか、あらたに居住費（室費、光熱水費相当分）や食費を負担することになります。

**利用者負担（1割） + 居住費 + 食費（全額） + 日常生活費など**

※これまで負担していた食費の標準負担額（食材費相当分）は、新たな食費負担の中に含まれます。

## ■国が示す基準費用額（特別養護老人ホームの場合）

| 居住費（滞在費）の基準費用額 |           | 食費の基準費用額  |
|----------------|-----------|-----------|
| ユニット型個室        | 日額 1,970円 |           |
| ユニット型準個室       | 日額 1,640円 | 日額 1,380円 |
| 従来型個室          | 日額 1,150円 |           |
| 多床室            | 日額 320円   |           |

- ユニット型個室とは、リビングを併設した8畳以上の個室
- ユニット型準個室とは、リビングを併設した固定壁で、天井との隙間がある6畳以上の個室
- 従来型個室とは、リビングを併設しない個室
- 多床室とは、定員2名以上の部屋

## 居住費の（滞在費）・食費の負担を軽減します（利用者負担段階の設定）

施設サービス等における保険給付の見直しによって、低所得の方のサービス利用が困難にならないよう、所得に応じた負担限度額が設けられ、保険給付の対象外となる居住費（滞在費）や食費の自己負担額が軽減されます。（利用者負担段階の設定）

## ■利用者負担段階ごとの対象者の要件とその負担限度額（紋別市特別養護老人ホームの場合）

| 利用者負担段階 |  | 負担限度額                           |               |
|---------|--|---------------------------------|---------------|
| 区分      | 対象   | 居住費（滞在費）                        | 食費            |
| 第1段階    | 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方<br>生活保護を受給されている方        | 従来型個室<br>日額 320円<br>多床室 日額 0円   | 日額 300円       |
| 第2段階    | 市民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方          | 従来型個室<br>日額 420円<br>多床室 日額 320円 | 日額 390円       |
| 第3段階    | 市民税非課税世帯の方で上記第2段階以外の方<br>(課税年金収入が80万円超266万円未満の方) | 従来型個室<br>日額 820円<br>多床室 日額 320円 | 日額 650円       |
| 第4段階    | 上記以外の方   |                                 | 国の示した基準額費用と同額 |

上記の表の利用者負担第1段階から第3段階に該当する方は、施設サービス等を利用した際の居住費（滞在費）や食費として、それぞれの負担限度額をサービス事業者へ支払います。

利用者負担第4段階の方は負担限度額が設定されていないため、施設サービス等を利用した際の居住費（滞在費）や食費について、サービス事業者が定めた利用料金を支払います。

なお、通所介護や通所リハビリテーションの食事利用については、全額利用者負担となります。

問い合わせ先 ○介護保険制度について⇒高齢者福祉課介護保険係 ☎④ 2111 内線462・470番  
○施設入所に係る利用料金等⇒安養園特別老人ホーム☎④ 4700番